○近畿地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間
百六十五号	堺市美原区丹上三二二番五から羽曳野市蔵之内七七七番二まで
〃	大阪府南河内郡太子町大字春日三六八番四から葛城市辨之庄一五一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所
〃	近畿地方整備局、同局大阪国道事務所及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月一日

○近畿地方整備局告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　道路の種類及び路線名	道路の位置
一般国道　百六十三号	大阪市旭区新森四丁目二番二七号地先
二　他の工作物の管理者の氏名及び住所	
氏名	大阪市高速電気軌道株式会社　代表取締役　塩谷　智弘
住所	大阪市西区九条南一丁目一二番六二号
三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容	
㈠	大阪市高速電気軌道第８号線新森古市停留場自由通路の管理運営及び維持補修
㈡	原則として㈠に係る部分の大規模改修
四　管理の期間	平成三十年四月一日から当該施設の存続する日まで

○近畿地方整備局告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称	大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称	昭和五十五年建設省告示第千八百九十二号南部大阪都市計画公園事業九・六・二百二―一号蜻蛉池公園
三　事業施行期間	自昭和五十五年十二月十二日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地	
収用の部分	変更なし
使用の部分	なし

○近畿地方整備局告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称	大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称	昭和五十五年建設省告示第千八百九十二号南部大阪都市計画公園事業九・六・二百二―一号蜻蛉池公園
三　事業施行期間	自昭和五十五年十二月十二日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地	
収用の部分	変更なし
使用の部分	変更なし

○近畿地方整備局告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称	和歌山県
二　都市計画事業の種類及び名称	平成十四年近畿地方整備局告示第五十一号岩出都市計画及び紀の川都市計画下水道事業紀の川中流流域下水道
三　事業施行期間	自平成十四年三月二十五日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地	
収用の部分	変更なし
使用の部分	変更なし

○近畿地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間
二十四号	城陽市寺田塚本一三七番一から同市寺田大林五三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○近畿地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　近畿地方整備局長　池田　豊人

㈠	道路の種類	一般国道	
㈡	路線名	二十四号	
㈢	道路の区域		
	区間	変更前後別	敷地の幅員
	五條市二見一丁目八三九番四から同市二見二丁目二四〇番一まで	前	八・二〇～一八・九三メートル
		後	一〇・七九～一八・二六メートル
㈣	図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所	

○近畿地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間
二十四号	五條市新町一丁目九三九番六地先から同市二見二丁目七〇一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月一日